

じぶんで
えらぶ、
iDeCoで
そだてる。

確定拠出年金 J-PEC個人型プラン(ジブラルタ生命コース)

ご加入にあたって

プランコース説明書

本説明書について

- ◎「個人型」確定拠出年金は、国民年金基金連合会が策定した「個人型年金規約」に基づいて運営されています。
(「個人型年金規約」はご加入後に国民年金基金連合会から送付されます)
- ◎本説明書では、運営管理機関であるJ-PECが定めた「ジブラルタ生命コース」の具体的な運用商品や給付額の算定方法等の重要な事項を記載しています。



ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社

J-PEC

(2017.11)

1 加入資格

次のいずれかに該当する方は、個人型プランに加入することができます。

第1号被保険者 となる方	第2号被保険者 となる方	第3号被保険者 となる方
自営業者とその家族、自由業、学生など、国民年金の第1号被保険者	会社員や公務員、私立学校教職員など、60歳未満の厚生年金保険の被保険者(国民年金の第2号被保険者)	専業主婦・主夫、パート労働者など、国民年金の第3号被保険者

<個人型プランに加入できない方>

- ・農業者年金の被保険者
- ・国民年金保険料が免除されている方(公的年金の障害年金受給者を除く)
- ・企業型確定拠出年金の加入者(加入中の企業型プランの規約で認められる場合を除く)

<運用指図者となる方>

個人型プランでは、新たに掛金を拠出せず、企業型プランで積み立てた年金資産について、運用の指図のみ行うことができます。これに該当する方を「運用指図者」といいます。

2 掛金

毎月の掛金額は、拠出限度額の範囲内で、ご自身で決定することができます。

* 掛金額の変更は、毎年4月～翌年3月までの間において、年1回のみ行うことができます。

加入区分	第1号被保険者 (自営業者など)	第2号被保険者 (会社員・公務員など)	第3号被保険者 (専業主婦・主夫など)
毎月の掛金額	5,000円以上、1,000円単位で設定できます。		
拠出限度額	月額68,000円 <small>*国民年金基金の掛金、または国民年金の付加保険料を納付している場合は、合計して68,000円。</small>	企業年金がない会社員 月額23,000円 企業年金がある会社員 月額12,000円 公務員等(共済組合員) 月額12,000円	月額23,000円
納付方法	口座振替	口座振替または 給与天引(事業主払込)	口座振替

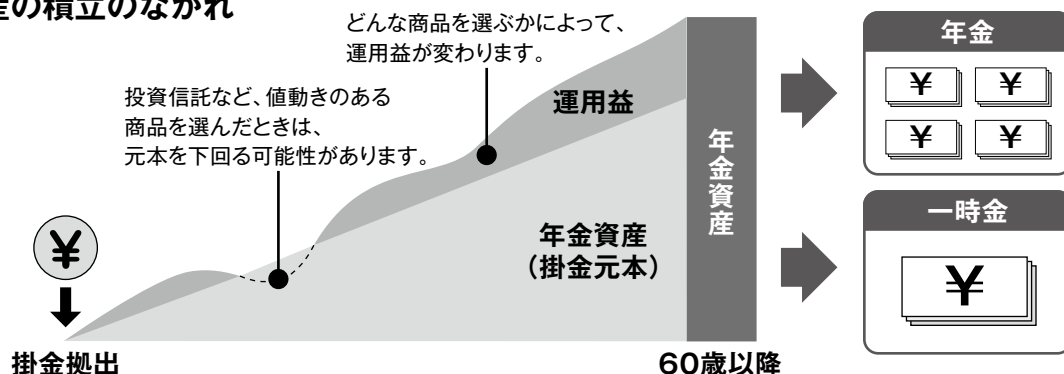
<「企業型」と「個人型」の同時加入が認められる第2号被保険者の拠出限度額>

- ・企業型確定拠出年金以外に、企業年金がない場合 月額20,000円
- ・企業型確定拠出年金以外に、企業年金がある場合 月額12,000円

3 運用

加入者または運用指図者が自己責任において運用を行います。
運用商品ラインアップのなかから、運用商品をお選びいただけます。運用成果によっては、元本を下回ることもあります。
年金資産は、原則60歳になるまでは引き出すことができません。

年金資産の積立のながれ



* 毎年1回(5月上旬ごろ)、個人別管理資産額等が記載された「確定拠出年金・残高のお知らせ」(加入者レポート)が日本レコード・キーピング・ネットワーク(NRK)よりお手元に届きます。

運用商品ラインアップ

<元本確保型商品>

カテゴリ	商品コード	運用商品名
預金	01493	三井住友銀行確定拠出年金定期預金(10年)

<投資信託>

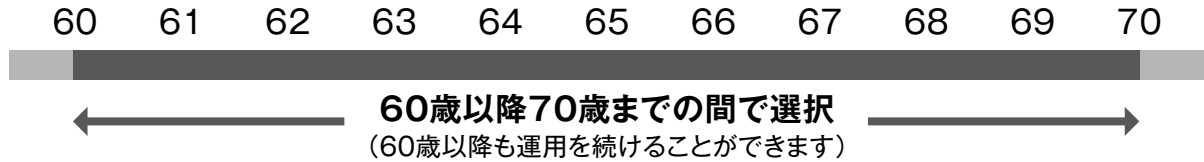
カテゴリ	商品コード	運用商品名
国内株式型	01366	三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド
	00046	年金積立Jグロース
	01133	大和住銀DC国内株式ファンド
国内債券型	00164	三井住友・日本債券インデックス・ファンド
外国株式型	01351	三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド
	01321	インデックスファンド海外新興国(エマージング)株式
	01200	大和住銀DC海外株式アクティブファンド
外国債券型	01596	三井住友・DC外国債券インデックスファンド
	01322	インデックスファンド海外新興国(エマージング)債券(1年決算型)
バランス型	01075	三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)
	01076	三井住友・DC年金バランス50(標準型)
	01074	三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)
	01067	財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)毎月分配型
その他	01443	DC・ダイワJ-REITオープン
	01413	野村世界REITインデックスファンド(確定拠出年金向け)

各運用商品の詳細について、スターターキットに同封されている「運用商品ラインアップ(基本属性編・実績データ編)」で確認することができます。

4 給付

事由に応じて、(1)老齢給付金(一時金または年金)、(2)障害給付金(年金または一時金)、(3)死亡一時金の3種類があります。* 具体的な取扱方法については、給付請求をお申し出になられた際に、別途ご連絡いたします。

支給開始期間(老齢給付金)



一時金で受け取る場合

(1)受取方法

一時金の請求をする場合は、次のいずれかの割合で一時金の割合を選択することができます。ただし、本請求は1回に限られます(運用商品ごとに選択いただきます)。

(2)選択割合

100%

75%

50%

25%

年金(分割)で受け取る場合

(1)受取方法

商品の運用を継続しながら、年金を受け取ります。個人別管理資産額と支給期間に基づいて、給付額が決まります。

(2)支給期間

5年

10年

15年

20年

(3)年あたりの支給回数

年あたりの給付額は、個人別管理資産額等および支給期間等に基づき算定されます。

年1回

年2回

年4回

年6回

年金で受け取る場合の給付額の変更について

(1)老齢給付金

個人別管理資産額が過少になったことにより、年金給付の支給全期間にわたって受け取ることが困難となった場合は、1回に限りその額の算定方法を変更することができます。

(2)障害給付金

5年ごとに給付の額の算定方法を変更できます。また、個人別管理資産額が過少になったことにより、年金給付の支給全期間にわたって受け取ることが困難となった場合は、その額の算定方法を変更することができます。

5 手数料(すべて税込)

個人型プランの加入者、運用指図者のみなさまには、手数料をご負担いただきます。

加入時・移換時にかかる手数料

ご加入時または移換時には、国民年金基金連合会の事務を行うために必要な事務費として、以下の手数料が差し引かれます。

	新規加入時 個人型プランの加入者となる時	移換時 個人型プランの運用指図者となる時
手数料	2,777円	2,777円
支払方法	初回の掛金より差し引かれます	移換金より差し引かれます

* 個人型プランの運用指図者が加入者になる場合は、上記手数料はかかりません。

口座管理等(加入期間中)にかかる手数料

加入者は毎月の掛金から、運用指図者は毎年3月末に年金資産(個人別管理資産額)から差し引かれます。

		加入者(拠出者)	運用指図者
手数料		毎月422円 (年間 5,064円)	年間3,828円
内訳	国民年金基金連合会*1	103円 (年間1,236円)	—
	運営管理機関*2	255円 (年間3,060円)	3,060円
	事務委託先金融機関*3	64円 (年間768円)	768円
支払方法		毎月の掛金より 差し引かれます	年金資産より 差し引かれます

その他の手数料	・給付時 432円(給付のつど) ・還付時 1,461円(還付のつど)*4
---------	--

*1 掛金の出納、およびこれに付随する事務にかかる手数料です。

*2 運営管理業務等の対価として当社(ジャパン・ペンション・ナビゲーター)が「記録関連運営管理機関(日本レコード・キーピング・ネットワーク)」の手数料と合わせて請求いたします。

*3 国民年金基金連合会から委託を受けて個人別資産を管理する信託銀行(三井住友信託銀行/日本トラスティ・サービス信託銀行)に支払います。

*4 ①国民年金の保険料を納付していない月に掛金が拠出されたとき、②加入者の資格を有しない方が掛金を拠出したとき、③法令および個人型年金規約に定める限度額を超えて掛金が拠出されたときに、当該掛金に相当する額を加入者等へ返還することをいいます。

これまで企業型確定拠出年金に加入されていた方は、退職後6ヵ月以内に資産の持ち運び手続きを行ってください

企業型確定拠出年金のある会社を退職してから6ヵ月以内に年金資産の移換手続きが行われなかったときは、お客さまの年金資産はいったん現金化され、国民年金基金連合会に自動的に移換されます。これを「自動移換」といいます。

自動移換されますと、以下の手数料がお客さまの年金資産(個人別管理資産額)から差し引かれますのでご注意ください。

自動移換時の手数料	4,269円 (国民年金基金連合会手数料1,029円+ 特定運営管理機関手数料3,240円)
管理手数料 (自動移換されている間にかかる手数料)	毎月51円 (特定運営管理機関に支払)
自動移換後、個人型プランおよび企業型プランへ 移換される際にかかる手数料	1,080円 (特定運営管理機関に支払)

* 管理手数料は、自動移換された日の属する月の4ヵ月後からかかります。

* 上記のほか、個人型プランへの加入等手続き(加入者や運用指図者になるとき)を行う場合は、新規加入時等手数料についてもご負担いただくこととなります。

個人型では、新たに掛金を拠出せず、運用のみ行う「運用指図者」になることができます

個人型確定拠出年金では、個人型の加入資格がなかったり、掛金の拠出を希望しない場合、年金資産を持ち運んで運用のみ行うことが認められています。これに該当する方を「運用指図者」(うんようさしずしゃ)といいます。

手数料のお支払い方法

毎年1回、1～12月の期間に対する手数料が翌年3月末日の7営業日前に算出され、お客さまの年金資産から差し引いてご負担いただくこととなります。

その際、お客さまが保有している運用商品の一部が売却されますが、売却される商品は、スターターキットに同封される「運用商品ラインアップ(基本属性編)」の運用商品一覧(売買順)に記載される順番となります。

手数料が差し引かれることによって、元本が減少する場合がありますので、あらかじめご注意ください。

<定期預金が売却された場合>

中途解約の取扱になります。当初適用された利率よりも低い「中途解約利率」で利息が計算されます。

<投資信託が売却された場合>

価格が日々変動するため、売却見積金額をもとに手続きを行います(投資信託の売却数量は、資産売却基準日の基準価額をもとに計算されます)。このため、手数料の金額に対して、余分な金額が発生したり、不足額が発生することがあります。なお、投資信託の売却数量は、資産売却基準日の基準価額をもとに計算されます。

* 余分な金額が発生した場合は、「運用商品ラインアップ(基本属性編)」の運用商品一覧(売買順)に記載される順序にしたがって運用商品の再購入を行います(お客さまが選択していない運用商品を購入する場合があります)。不足額が発生した場合は、再度、運用商品を売却します。

6 加入者専用WEBサービス

確定拠出年金の加入者、運用指図者のみなさまは、情報提供を中心とした「DCなび(J-PEC WEB)」と、各種取引やお手続を中心とした「NRK WEB」の2つのWEBサービスをご利用いただけます。

J-PEC加入者サイト「DCなび」(残高照会・運用商品情報など)

アクセス

<https://www.j-pec.co.jp/login-n/>

- 資産残高や運用状況を確認したいとき
- 運用商品の最新情報を知りたいとき
- ライフシミュレーション、マネーシミュレーションを利用したいとき

J-PEC(ジャパン・ペンション・ナビゲーター)は、運用商品に関する情報提供をはじめ、加入者のみなさまの総合的な窓口としての業務を行っています。



NRK WEB (運用商品の変更・各種お手続など)

アクセス

「DCなび」からジャンプします

* <https://www.nrkn.co.jp/rk/login.html>からのアクセスも可能です。

- 運用商品を変更したいとき
- 積立金の残高、評価額を照会したいとき
- 氏名や住所などの登録情報を確認したいとき

NRK(日本レコード・キーピング・ネットワーク)は、残高管理や運用商品変更の取りまとめ、給付裁定といった加入者の記録関連業務を行っています。



ユーザーID、暗証番号がわからない方は、コールセンターにご連絡ください

再発行のお手続を受け付けています
フリーコール 0120-655-029
 受付時間：平日9:00~20:00

ガイダンスの後、「*」に続けて、「9」と「#」を入力してください。オペレーターにつながりますので、ユーザーID等の再発行をご依頼ください。また、インターネットでのお手続も可能です。「DCなび」のログイン画面から再発行画面へお進みください。

加入・移換にあたっての確認事項

平成29年4月1日現在
国民年金基金連合会作成

加入・移換をご検討されるみなさまへ

必ず、以下をお読みいただき、内容をご確認のうえ、加入・移換の手続きを行ってください。

1. 個人型年金の税制優遇

(1) 掛金全額について所得控除（小規模企業共済等掛金控除）が適用され、所得税・住民税が軽減されます。	表1. 老齢給付金の受給方法とその所得の種類 <table border="1"> <thead> <tr> <th>受給方法(注2)</th> <th>所得の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「年金」 (分割受給)</td> <td>雑所得として「公的年金等控除」が適用されます。</td> </tr> <tr> <td>「一時金」 (一括受給)</td> <td>「退職所得」となります。所得額は（収入金額－退職所得控除額）×1/2と計算されます。 また、他の所得と分離して所得税額が計算されます。</td> </tr> </tbody> </table>	受給方法(注2)	所得の種類	「年金」 (分割受給)	雑所得として「公的年金等控除」が適用されます。	「一時金」 (一括受給)	「退職所得」となります。所得額は（収入金額－退職所得控除額）×1/2と計算されます。 また、他の所得と分離して所得税額が計算されます。
受給方法(注2)		所得の種類					
「年金」 (分割受給)		雑所得として「公的年金等控除」が適用されます。					
「一時金」 (一括受給)		「退職所得」となります。所得額は（収入金額－退職所得控除額）×1/2と計算されます。 また、他の所得と分離して所得税額が計算されます。					
(2) 年金資産の運用益は非課税です。							
(3) 年金資産に対し課税する特別法人税（注1）は平成32年3月31日まで凍結が延長されています。							
(4) 老齢給付金への課税にも優遇があります（表1参照）。							

このため、中途での解約・引き出しや掛金の拠出などに一定の制限が設けられています。以下では、その概要や代表的な例を示しています。詳細については「個人型年金規約」をご覧ください（国民年金基金連合会のホームページ（以下、「連合会HP」という）<http://www.npfa.or.jp/401K>に掲載しています。連合会HPをご利用になれない方は、書類の提出先の金融機関等にお問い合わせください）。なお、「個人型年金規約」の変更については官報で公告するとともに連合会HPにも掲載します。

2. 確定拠出年金の特徴

(1) 将来、受給する年金の資産を運用するのは、第三者ではなく、加入者等（注3）自身です。	(3) また、運用成績によって、年金資産額が掛金や移換金の総額を下回る場合があります。
(2) 加入者等が、自己判断で運用した結果（年金資産額）を、そのまま加入者等自身が年金として受給します。したがって、将来の年金受給額は定まっていません。	(4) 年金の受給時期を選択することができるため、受給時期を延期した場合、非課税扱いの運用を継続する機会が得られます（「8. 給付」参照）。

3. 運営管理機関（一部の業務（書類の授受等）を別会社に委託している場合があります。）

(1) 年金資産を運用する加入者等に、運用商品群を提示している会社が運営管理機関（以下、「運管」という）です。	表2. 加入者等が負担する手数料 (単位：円(消費税込)) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">手数料先 (注6)</th> <th colspan="2">加入者</th> <th colspan="2">運用指図者</th> </tr> <tr> <th>加入・移換時の一時的な手数料</th> <th>1ヵ月あたりの定期的な手数料</th> <th>加入・移換時の一時的な手数料</th> <th>1ヵ月あたりの定期的な手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A連合会</td> <td>2,777</td> <td>103</td> <td>2,777</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>B運営管理機関</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>C信託銀行(注7)</td> <td>—</td> <td>②'</td> <td>—</td> <td>④'</td> </tr> <tr> <td>D手数料総額(A+B+C)</td> <td>2,777+①</td> <td>103+②+②'</td> <td>2,777+③</td> <td>④+④'</td> </tr> </tbody> </table>	手数料先 (注6)	加入者		運用指図者		加入・移換時の一時的な手数料	1ヵ月あたりの定期的な手数料	加入・移換時の一時的な手数料	1ヵ月あたりの定期的な手数料	A連合会	2,777	103	2,777	—	B運営管理機関	①	②	③	④	C信託銀行(注7)	—	②'	—	④'	D手数料総額(A+B+C)	2,777+①	103+②+②'	2,777+③	④+④'
手数料先 (注6)			加入者		運用指図者																									
		加入・移換時の一時的な手数料	1ヵ月あたりの定期的な手数料	加入・移換時の一時的な手数料	1ヵ月あたりの定期的な手数料																									
A連合会	2,777	103	2,777	—																										
B運営管理機関	①	②	③	④																										
C信託銀行(注7)	—	②'	—	④'																										
D手数料総額(A+B+C)	2,777+①	103+②+②'	2,777+③	④+④'																										
(2) 運用商品群は、運管によって異なります。また、その他運管によって異なる主なものは次のとおりです。 ①手数料（4. 「常時、負担する手数料」参照） ②年金の受取方法（8. 「給付」参照）																														
(3) 個人型年金の手続きの第一歩は「運管の選択」ですが、途中で運管を変更することも可能です（注4）。																														

4. 常時、負担する手数料

(1) 手数料は加入者等が負担します。なお、「年金」受給者の受給期間中の手数料は、運用指図者の扱いです。	表2. 加入者等が負担する手数料 (単位：円(消費税込)) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">手数料先 (注6)</th> <th colspan="2">加入者</th> <th colspan="2">運用指図者</th> </tr> <tr> <th>加入・移換時の一時的な手数料</th> <th>1ヵ月あたりの定期的な手数料</th> <th>加入・移換時の一時的な手数料</th> <th>1ヵ月あたりの定期的な手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A連合会</td> <td>2,777</td> <td>103</td> <td>2,777</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>B運営管理機関</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>C信託銀行(注7)</td> <td>—</td> <td>②'</td> <td>—</td> <td>④'</td> </tr> <tr> <td>D手数料総額(A+B+C)</td> <td>2,777+①</td> <td>103+②+②'</td> <td>2,777+③</td> <td>④+④'</td> </tr> </tbody> </table>	手数料先 (注6)	加入者		運用指図者		加入・移換時の一時的な手数料	1ヵ月あたりの定期的な手数料	加入・移換時の一時的な手数料	1ヵ月あたりの定期的な手数料	A連合会	2,777	103	2,777	—	B運営管理機関	①	②	③	④	C信託銀行(注7)	—	②'	—	④'	D手数料総額(A+B+C)	2,777+①	103+②+②'	2,777+③	④+④'
手数料先 (注6)			加入者		運用指図者																									
		加入・移換時の一時的な手数料	1ヵ月あたりの定期的な手数料	加入・移換時の一時的な手数料	1ヵ月あたりの定期的な手数料																									
A連合会		2,777	103	2,777	—																									
B運営管理機関	①	②	③	④																										
C信託銀行(注7)	—	②'	—	④'																										
D手数料総額(A+B+C)	2,777+①	103+②+②'	2,777+③	④+④'																										
(2) 手数料の額は【表2】のとおりですが、金額や徴収方法は運管によって異なりますので、詳細については、運管にお問い合わせください。																														

5. 掛金の拠出

(1) 掛金（月額）には、【別紙】のとおり制限があります。掛金の前納制度はありません。また、何らかの理由で、掛金が引き落とされなかった場合、追納もできません。なお、事前の引落予定通知もありませんのでご注意ください。	表3. 加入種別ごとの掛金停止例 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>第1号加入者</td> <td>・掛金（注8）が68,000円/月を超えた場合 ・国民年金の第1号被保険者であることが確認できなかった場合 ・国民年金の保険料の免除等に該当することが確認できた場合</td> </tr> <tr> <td>第2号加入者</td> <td>年に1回の資格に関する証明書の提出において、 ・適正な証明書の提出がない場合 ・資格喪失事由に該当することが証明書で確認された場合</td> </tr> <tr> <td>第3号加入者</td> <td>国民年金の第3号被保険者であることが確認できなかった場合</td> </tr> </tbody> </table> 掛金の再開または資格喪失届等の必要な手続きについては、運管にお問い合わせください。	第1号加入者	・掛金（注8）が68,000円/月を超えた場合 ・国民年金の第1号被保険者であることが確認できなかった場合 ・国民年金の保険料の免除等に該当することが確認できた場合	第2号加入者	年に1回の資格に関する証明書の提出において、 ・適正な証明書の提出がない場合 ・資格喪失事由に該当することが証明書で確認された場合	第3号加入者	国民年金の第3号被保険者であることが確認できなかった場合
第1号加入者		・掛金（注8）が68,000円/月を超えた場合 ・国民年金の第1号被保険者であることが確認できなかった場合 ・国民年金の保険料の免除等に該当することが確認できた場合					
第2号加入者		年に1回の資格に関する証明書の提出において、 ・適正な証明書の提出がない場合 ・資格喪失事由に該当することが証明書で確認された場合					
第3号加入者		国民年金の第3号被保険者であることが確認できなかった場合					
(2) 掛金額の変更は、1年（4月分の掛金から翌年3月の掛金の間）に1回だけ、行うことができます。							
(3) 掛金の拠出を自発的に停止することができます。手続きは、運管にお問い合わせください。							
(4) 一方、【表3】のような場合、掛金の拠出を停止することがありますので、ご注意ください。							
(5) 国民年金保険料の未納月に、第1号加入者が納付した掛金は、還付されますのでご注意ください。また、還付の際に、還付手数料が還付額（注9）から控除されます。なお、還付手数料の金額は、運管によって異なります。							

6. 加入者資格の喪失

加入者は、下記の資格喪失理由(1)～(7)のいずれかに該当した場合、加入者の資格を喪失し、掛金の拠出ができなくなります。なお、資格喪失後の手続きについては、運管にお問い合わせください。

(1) 死亡したとき (2) 60歳に達したとき (3) 国民年金の被保険者の資格を喪失したとき (4) 個人型年金運用指図者となる時	(5) 企業型年金の加入者となったとき (企業型確定拠出年金の規約で加入者が個人型年金に加入できると定めている場合は資格喪失にはなりません。)	(6) 保険料免除制度等により国民年金の保険料の全額または一部の額の納付を要しないものとなったとき (7) 農業者年金の被保険者になったとき
--	--	---

7. 中途脱退は不可

中途での解約・引き出しは、原則、できません。また、借入れの担保とすることもできません。ただし、以下①～⑤の要件をすべて満たす場合は、脱退一時金を受給して個人型年金から脱退することができます。

- ① 保険料免除者(注10)であること
- ② 障害給付金の受給権者でないこと
- ③ 通算拠出期間(注11)が1ヵ月以上3年以下であること、または年金資産額が25万円以下であること
- ④ 最後に企業型確定拠出年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと
- ⑤ 企業型確定拠出年金の加入者資格を喪失したときに、脱退一時金の支給を受けていないこと

8. 給付

(1) 老齢給付金

- ① すべての方が、60歳から老齢給付金を受給できるわけではなく、通算加入者等期間(注12)によって、受給できる年齢は異なります(表4参照)。
- ② 受給時期を選択することができます。
受給時期を延期し、70歳まで非課税の運用を継続することができます。(70歳になると、老齢給付金を受給していただくこととなります)。

(2) 障害給付金

一定の障害の程度に該当する場合、障害給付金を受給することができます。なお、受給要件等の詳細については、運管にお問い合わせください。

(3) 死亡一時金

加入者等が死亡した場合、死亡一時金が【表5】のとおり、支給されます。なお、受取人の指定がない場合の受取順位は、民法で定める相続の順位とは異なります。受取人を指定されたい方は、運管にお問い合わせください。

(4) 障害および老齢給付金の受給方法

- ① 「年金」以外の受給方法は、運管によって異なります(表6参照)。詳細については、運管にお問い合わせください。
- ② 受給の際、給付手数料が受給額から控除されます(「年金」受給者の場合、受給の都度、発生)。なお、給付手数料の金額は、運管によって異なります。

(5) 給付金の受給手続き

受給手続きを行う窓口は、運管によって異なりますので、詳細については、運管にお問い合わせください。

表4. 老齢給付金の受給年齢と必要な通算加入者等期間

受給年齢	必要な通算加入者等期間	受給年齢	必要な通算加入者等期間
60歳	10年	63歳	4年
61歳	8年	64歳	2年
62歳	6年	65歳	1ヵ月

例)60歳で受給するには10年必要

表5. 死亡一時金の支給対象者

受取人指定	支給対象者
あり	指定されている人に支給
なし	個人型年金規約にしたがい支給

表6. 給付金の受給方法

給付金の種類	年金	一時金	年金と一時金の併用
老齢給付金	◎	○	○
障害給付金	◎	○	○
死亡一時金	×	◎	×

◎可能 ×不可能
○運管が設定している場合、可能

- (注1) 積み立て年金資産の額に対し、年1.173%(法人住民税年0.173%を含む)課税。凍結が解除された場合、加入者等の年金資産はその分、目減りします。
- (注2) 受給方法で給付金を区別する場合、年金資産を定期的に分割して受給するものを「年金」、一括で受給するものを「一時金」といいます。
- (注3) 掛金をかけている方を「加入者」、掛金はなく年金資産を運用している方を「運用指図者」、両者をあわせて「加入者等」といいます。
- (注4) 変更前の運用商品は、解約・売却によって現金化されます。そして、この資金で変更後の運用商品を、新たに買い付けることとなります。また、運管が徴収する手数料については、同じとなっているものではないため、それぞれの運管にお問い合わせください。
- (注5) 特に、運用商品変更の際、一時的な待機資金として「元本確保型」商品を利用する場合、注意が必要です。
- (注6) 運管の資料等では、下記のように表示している場合があります。
・「信託銀行」を「事務委託先金融機関」と表示
・BとCの手数料を合算して、一本で表示
- (注7) 年金資産を管理する「信託銀行」は、運管があらかじめ指定していますので、加入者等が指定することはできません。
- (注8) 掛金の上限は、国民年金の付加保険料400円または国民年金基金の掛金額と個人型年金の掛金額の合計額によって設定されています。
- (注9) 還付金額は掛金相当額になります。
- (注10) 保険料免除者は、第1号被保険者で、生活保護、申請免除、学生納付特例、若年者納付猶予のいずれかの国民年金保険料の納付免除者となります。
- (注11) 掛金がない期間を含みません。「退職一時金」や「企業年金(※)」から確定拠出年金へ移換があった場合、それらの期間も含まれます。
- (注12) 確定拠出年金(企業型または個人型)の「加入者等」であった期間のこと。また、「退職一時金」や「企業年金(※)」を確定拠出年金に移行している場合、それらの期間も含まれます。
※企業年金とは、「厚生年金基金」、「確定給付企業年金」および「適格退職年金」をいいます。

掛金(月額)の制限

(単位:円)

加入者の種別および個人型年金以外で加入している年金		下限	上限
第1号加入者 日本に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業の方、農業や漁業に従事している方 (農業者年金の被保険者を除く)、その配偶者の方、学生の方、および無職の方		5,000	68,000 ^(注)
第2号加入者 60歳未満の厚生年金保険の被保険者(民間の会社員)の方、および共済組合の組合員(国家公務員、地方公務員、私立学校の教職員など)の方	他年金制度なし(企業年金制度なし)	5,000	23,000
	企業型確定拠出年金	5,000	20,000
	企業型確定拠出年金および厚生年金基金	5,000	12,000
	企業型確定拠出年金および確定給付企業年金	5,000	12,000
	厚生年金基金	5,000	12,000
	確定給付企業年金	5,000	12,000
	石炭鉱業年金基金	5,000	12,000
	国家公務員共済組合(長期)	5,000	12,000
	地方公務員共済組合(長期)	5,000	12,000
私立学校教職員共済制度(長期)	5,000	12,000	
第3号加入者 20歳以上60歳未満の第2号被保険者の被扶養配偶者の方		5,000	23,000

(注)掛金の上限は、国民年金の付加保険料400円または国民年金基金の掛金額と個人型年金の掛金額の合計額によって設定されています。

掛金額は、限度額の範囲内で1,000円単位で任意で設定できます。

初回および第2回目以降の掛金の引落日および引落額は、手続き完了後に送付される加入確認通知書で確認してください。

条件の詳細は書類の提出先の金融機関等にお問い合わせください。

ここが
ポイント!

「個人型」確定拠出年金の運営主体は、 国民年金基金連合会となります

国民年金基金連合会の役割

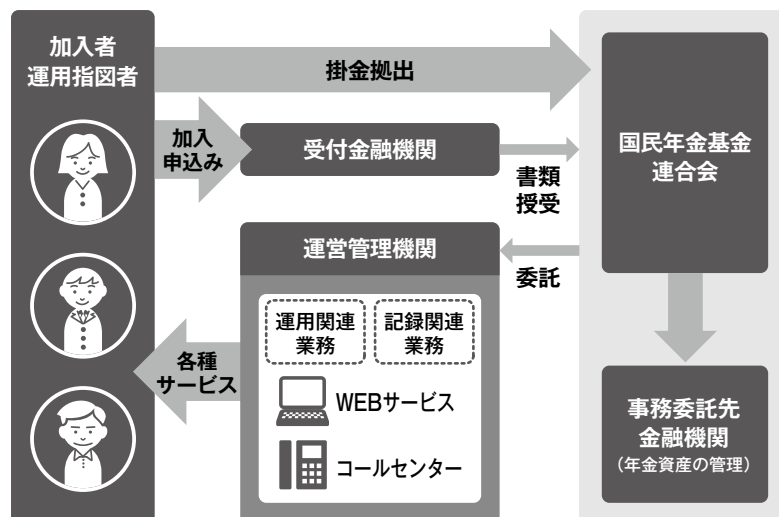
加入資格の確認や拠出された掛金の限度額を管理する役割を担っています。

受付金融機関の役割

加入申込みや各種届出の受付窓口となります。

J-PEC(運営管理機関)の役割

運用商品に関する情報提供のほかに、WEBサービスやコールセンターの運営を行っています。



* 加入者個人の資産額等の記録管理、運用指図の取りまとめは、NRK(日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社)に委託しています。

J-PEC個人型プラン お客様情報の利用目的について

ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社

ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社(以下、『当社』といいます。)は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)、および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日法律第27号)に基づき、以下のとおり個人情報(特定個人情報を含む。以下同様。)の取り扱いをいたします。

記

1. 個人情報の利用目的について

(1)ご本人から直接書面等に記載された個人情報は、業務の遂行に必要な範囲内で以下の目的で管理及び利用いたします。

1. Webサイトからのお問合せに回答するため
2. コールセンターのお問合せへの回答、資料送付等に対応するため
3. 個人情報についての開示請求・苦情・相談等に対応するため
4. お取引に関する義務の履行や権利行使のため(お取引先の役職員様に関する個人情報)

(2)委託された業務に関する個人情報の利用目的

当社が委託された業務に関して委託元企業様から取得する個人情報は、委託契約の範囲内で以下の目的で管理及び利用いたします。

1. 確定拠出年金運営管理業務、投資教育業務、個人型受付業務、お客さまとの連絡、コールセンターのお問い合わせへの回答及び資料送付等の業務(正確性を確保するための録音を含む)、市場調査並びにデータ分析等に利用するため
2. 人事・退職給付制度等のコンサルティング業務、お客さまとの連絡、コンサルティング業務に関連するセミナー開催の連絡、市場調査並びにデータ分析等に利用するため
3. 退職給付会計に係る数理計算業務、お客さまとの連絡に利用するため

2. 特定個人情報等(個人番号及び特定個人情報)の利用目的について

当社は、提供を受けた特定個人情報等を、以下の目的で利用いたします。

(1)確定拠出年金の加入者等の特定個人情報等

確定拠出年金における給付裁定書類および脱退一時金請求書類の受付のため

(2)取引先様の特定個人情報等

報酬、料金、契約金及び賞金に関する支払調書作成事務を行うため

※なお、当社の個人情報保護方針、個人情報のお取り扱いに関しましては、ホームページ(<http://www.j-pec.co.jp/>)の「プライバシーポリシー」に掲載しておりますので、あわせてご参照ください。

以上

国民年金基金連合会

個人情報の利用目的について

国民年金基金連合会は、加入者等の皆様からお預かりした個人情報は、確定拠出年金法の業務を行うために必要な範囲で利用させていただきます。具体的には、以下の通りです。

- 制度への加入資格の審査など、制度への加入手続
- 制度への加入後の加入資格の確認など、加入者等の皆様の加入状況の把握及びその記録の管理
- 掛金の収納、手数料の徴収など制度における必要な費用の受領
- 運用商品の指図
- 資産の管理
- 給付及び脱退一時金の支給
- 企業型確定拠出年金制度及び他の企業年金制度との間の移換手続
- 自動移換者の状況の把握及びその記録の管理
- 個人別管理資産額その他必要な事項の加入者等への通知
- 個人型確定拠出年金制度に関する情報の提供
- 個人型年金の健全な発展を図るために必要な調査・研究
- その他法令及び個人型年金規約に定めのある場合

J-PEC個人型プラン(ジブラルタ生命コース)の概要

プラン概要

プラン名	J-PEC個人型プラン
受付金融機関(プランコース)	ジブラルタ生命コース
運営管理機関	ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社
※再委託先(記録関連)	日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社
資産管理機関	三井住友信託銀行株式会社

加入資格

第1号被保険者	日本国内に居住している20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、自由業、学生等(国民年金の第1号被保険者)
第2号被保険者	会社員や公務員、私立学校教職員など、60歳未満の厚生年金保険の被保険者(国民年金の第2号被保険者)
第3号被保険者	専業主婦・主夫、パート労働者など、国民年金の第3号被保険者

- * ただし、以下の方は「個人型」に加入できません。
- ・農業者年金の被保険者
 - ・国民年金保険料が免除されている方(公的年金の障害年金受給者などを除く)
 - ・企業型確定拠出年金の加入者(加入中の企業型プランの規約で認められている場合を除く)

掛金

拠出限度額	第1号被保険者	月額 68,000円	
	第2号被保険者	企業年金がない会社員など	月額 23,000円
		企業年金がある会社員など	月額 12,000円
		公務員、私立学校教職員など	月額 12,000円
第3号被保険者	月額 23,000円		
納付方法	第1号被保険者	口座振替(本人名義口座)	
	第2号被保険者	口座振替(本人名義口座)または 給与天引(事業主による払込)	
	第3号被保険者	口座振替(本人名義口座)	

- * 掛金額の変更は、毎年4月～翌年3月の間において、年1回のみ可能。
- * 第1号被保険者の拠出限度額は、国民年金の付加保険料・国民年金基金の掛金との合算額。
- * 「企業型」と「個人型」の両方に同時加入している第2号被保険者の拠出限度額は、企業型以外に企業年金がない場合が月額2.0万円、企業年金がある場合が月額1.2万円となります。

給付

給付の種類	(1)老齢給付金(年金または一時金)
	(2)障害給付金(年金または一時金)
	(3)死亡一時金
年金の支給期間	5年、10年、15年、20年から選択
年金の支給回数(支給月)	年1回(12月)、2回(6月・12月)、4回(3月・6月・9月・12月)、6回(2月・4月・6月・8月・10月・12月)から選択
一時金の選択	個人別管理資産額の100%、75%、50%、25%

本資料については、作成された現在の法令等および信頼性の高い情報にもとづいて作成されておりますが、その正確性・完全性に対して責任を負うものではありません。また、法令等は将来変更される可能性があります。会計、税務、法律面については、公認会計士、税理士、弁護士にご確認ください。

